平成２５年（フ）第９３号
奈良県生駒市北新町25番２号
債務者　衣川ヨシミこと　ＫＩＮＵＫＡＷＡ　ＲＯＢＥＲＴＯ　ＹＯＳＨＩＭＩ
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第９４号
奈良県生駒市北新町25番２号
債務者　衣川ジュサナこと　ＳＣＨＥＲＥＲ　ＫＩＮＵＫＡＷＡ　ＪＵＳＳＡＮＡ
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１５０号
奈良市帝塚山６丁目１－９　帝塚山センチュリーアネックスビル306号、住民票上の住所奈良市帝塚山１丁目９番７号
債務者　保科　貴之
１　決定年月日時　平成25年６月５日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２３９号
広島市南区南蟹屋１丁目10番35―403号
債務者　秋中　敏美
１　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４１６号
広島県安芸郡府中町鹿籠１丁目５番８―205号
債務者　三浦　光男
１　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２号
山口県萩市大井3420番地
債務者　豊中　教之
１　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第１３号
山口県萩市大字明木2982番地　神﨑アパートＤ－２
債務者　島田　達久
１　決定年月日時　平成25年６月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２５年（フ）第１０８号
福岡県小郡市小郡117番地11
債務者　笹栗志津代
１　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第１５号
福岡県八女市宅間田584番地１県営宅間田住宅20406号
債務者　川嶋　春馬
１　決定年月日時　平成25年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第１９号
鹿児島県枕崎市火之神町277番地
債務者　前村亜由美
１　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２５年（フ）第４２号
鹿児島県薩摩川内市祁答院町下手2731番地藍屋団地101号、前住所鹿児島県薩摩郡宮之城町屋地2184番地
債務者　湯田　和利
１　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月５日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２５年（フ）第９５号
長野県松本市大字松原19番地２
債務者　野々上正光（旧姓真島・伊藤）
１　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第９６号
長野県松本市大字松原19番地２
債務者　真島　光彦
１　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第９７号
長野県松本市大字松原19番地２
債務者　真島美代子
１　決定年月日時　平成25年６月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２１号
長野県飯田市上郷飯沼1052番地
債務者　江塚　恭子
１　決定年月日時　平成25年６月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第２６号
岐阜県美濃加茂市森山町１丁目６番27号、前住所岐阜県美濃加茂市川合町４丁目４番１号グランドハイツ森山108
債務者　山口真智子
１　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで　岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第２６８号
三重県四日市市ときわ５丁目２番40号　ＮＥＷマリッチ・タケコシ１Ｂ
債務者　早川　義和
１　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで　津地方裁判所四日市支部破産係